

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	石岡市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.ishioka.lg.jp/page/page002663.html

執行機関名 石岡市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	石岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成19年6月28日教育委員会告示第5号)による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第5の項 石岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成19年6月28日教育委員会告示第5号)による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成28年法律第63号)第1条	石岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成19年6月28日教育委員会告示第5号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第一条 この告示は、私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)が当該私立幼稚園の就園児の授業料等を減免する場合において、市が設置者に対し私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		石岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成19年6月28日教育委員会告示第5号)